

日本における心身障害者体育の史的研究 (第15報)

——昭和20年までの東京市立光明学校における肢体不自由児体育について——

北野 与一*

A Historical Study of Physical Education for the Handicapped in Japan (XV)

——On Physical Education for the Physically Handicapped
at Tokyo Municipal Komei School, 1932~'45——

Yoichi Kitano

Received October 20, 1988

I はじめに

戦前の肢体不自由児体育については、昨年「日本における心身障害者体育の史的研究 (第14報) ——昭和20年までの柏学園の肢体不自由児体育について——」(北陸大学紀要, 第11号, p.195—222, 昭62)と題し、戦前における肢体不自由児のための代表的な救護施設である柏学園に焦点を絞って報告した。今回は、戦前における肢体不自由児のためのわが国唯一の公立学校であり、幾多の困難を克服してその重責を果たした東京市立光明学校について検討を加えたい。なお、同校の体育についての論稿は、これまでに報告されていない。

『東京市立光明学校概要』⁽¹⁾は、同校の創設について以下のように報告している。

東京市教育局長藤井利誉氏は、先年米国視察の途之が施設の必要を痛感せられ、昭和五年既に不具児童養護学級特設の議があったのであるが、機未だ熟せず之が実現を見るに至らなかった。ところが、市議員東京帝国大学名誉教授田代病院長田代義徳博士が、夙に不具児童救済施設の必要を力説せられ、市の理事者側に向って其急務なることを勧告されたのである。時偶々同じく市議員東洋家政女学校長同幼稚園長岸辺福雄氏の深き賛意と強固なる主張あり、学校建設の気運は愈熟して来たのである。而して東京市は学齡中の不具児童を調査してみると、就学不就学を合して其数約一二、〇〇名を算したのである。茲に於いて市はついに不具児童のために、一学校を建設する決意をなしたのである。永田市長自ら不具児童将来の幸福に因んで光明学校と命名され、教育局に於いて昨年八月その予算は組まれたのであった。

以上のように、同校の創設に当たっては、海外視察による識者の開眼、あるいは柏学園の創

※教養部

Faculty of General Education

設とその運営にも尽力していた市議員田代義徳博士の働きかけや同僚議員の協力があったが、その背景には、大正12（1923）年の「盲学校及聾啞学校令」の公布以来、東京市における公立小学校内での聾、弱視、難聴、病弱、精神薄弱などを対象とする特殊学級の新設という教育的動向があった。

なお、同校は、下記の⁽²⁾ような発展過程をたどって戦後へと移行する。

昭和7（1932）年：4月1日元麻布新堀小学校の使用を決定。同月6日小学校に類する各種学校として認可。石川県出身の結城捨次郎（1890～1939）を校長兼訓導に任命。同月25日市内居住の肢体不自由児のうち第3学年までを募集し34名を入学許可。5月21日入学式を挙げる。6月1日東京市告示第177号をもって開校。11月1日開校式を挙げる。

昭和10（1935）年：4月1日6学級、児童数106名となる。

昭和11（1936）年：3月25日第一回卒業証書授与式を挙げる。

昭和14（1939）年：1月25日新築校舎の地鎮祭を執行。世田谷区松原町4の272番地。6月13日喜田正春が第2代校長兼訓導として着任。9月19日新築校舎工事完了。10月20日麻布分教場設置認可。11月10日本校5学級、分教場3学級となる。

昭和16（1941）年：4月1日高等科1学級を新設、本校7学級、分教場4学級となる。国民学校令施行規則第74条第2項に基づく認定を受ける。5月6日本校第2期工事竣工。11月18日本校校舎落成記念式を挙げる。

昭和17（1942）年：4月1日高等科及び初等科各1学級増設し13学級となる。国民学校に昇格し、東京市光明国民学校と改称。4月28日東京市直轄から世田谷区長の管理下に移る。11月19日松本保平校長となる。

昭和18（1943）年：5月26日学校農園が完成。6月15日運動場にコンクリートの歩行練習路を設置し、レントゲンを購入。

昭和19（1944）年：7月1日児童を全部本校に収容。

昭和20（1945）年：長野県更級郡上山田温泉の上山田ホテルへ疎開、治療と教育が続けられる。5月28日空襲により本校の大半と麻布分教場を焼失。

先に報告した柏学園と本稿が課題とする東京市立光明学校は、戦前における肢体不自由児のための救護施設と教育施設の主要な施設であった。従って、戦前における肢体不自由児体育の全体像を明らかにするには、少なくともこの両者の教育的かつ体育的実態を検討する必要がある。

Ⅱ 研究目的

本稿は、戦前における東京市立光明学校（以下光明学校と略称）の教育及び治療・養護概要と体育的実態を明らかにするとともに、その史的意義の一端をも明らかにしようとするものである。

Ⅲ 研究方法

本稿は、光明学校刊行の紀要並びに学校史を主要な史・資料とし、同校関連の諸報告をも参考資料として検討する。

IV 結果と考察

1. 教育概要

(1) 現代的な教育方針

光明学校設立の趣旨は、「本市に於ける学齡中の不具児童にして、普通の学校に入学することが出来ないか、或は入学してゐることが不利益であるかの児童を収容して、之に適応する教養を施し、以て天稟の才能を完全に発達せしめ、従来閉されてゐた人生の幸福を享受すると共に、国家社会を裨益する所あらしめんとする⁽³⁾」にあった。この趣旨に沿って同校では、「東京市内の身体畸形不具児童を収容し之に普通教育を施し身体的欠陥を治療矯正し進んでは各性能に依じて自活の職業を授け其間社会性の人格陶冶と国民道徳の涵養に留意し以て善良なる国民を養成せんとする⁽⁴⁾」という教育、治療及び職業教育の三位一体の教育目的を掲げた。この三位一体の教育理念は、田代や高木憲次らが主唱した現代的な肢体不自由教育の基本理念でもあった。なお、付言するならば、この理念が戦後にも継承されていったことから、この理念を学校教育の目的として明確に掲げたこと自体、肢体不自由教育史上まことに意義深いものがあった。

先にも触れたが、開校当初第3学年までの児童しか収容しなかったため、昭和10年度に漸く学校形態が整い、卒業生を社会に送り出す。従って、同校が掲げた実践上の具体的な「教養上の要素」や「信条」、あるいは「綱領」などは、同10（1935）年頃にかけて精選され定着していったと言えるだろう。例えば、「教養上の要素」では、昭和7年度は「普通教育、職業教育、身体の治療、矯正及び養護⁽⁷⁾」であり、同8年度は「(一)普通教育(二)各児性能に適応する職業教育並に習熟(三)身体欠陥に対する治療矯正(四)特別精神教育⁽⁸⁾」となり、同9年度には「教育（普通教育：求知心の啓培、情操教育、社会性の涵養、信仰心の啓培。職業準備：感官の練習、低学年に国語力の速成、構成的創作能力の養成、鑑賞力養成、発明能力の涵養、職業的興味の喚起、適性発見、職業体験及決定。）、治療矯正（診察、治療）、養護（健康調査、傷害防止、栄養給与）⁽⁹⁾」となる。また、「教養信条」や「教育綱領」は、次のように変容していく。昭和7年度の「教養信条」は「一、子供も神の子。二、子供第一。三、叱るより褒めよ。四、短所を言はず長所を伸ばせ。五、児童疲労の考慮。」「⁽¹⁰⁾であったが、同9年度にはその一部が「訓育綱領」に組み入れられ、⁽¹¹⁾「子供は神の子 子供の身になれ 叱るより褒めよ」⁽¹²⁾と精選される。同じく「教育綱領」も当初「一、即個性の教育 二、性能の発見と伸長 三、体験の教育 四、実用の教育 五、円満なる情操教育 六、自律労作教育」⁽¹³⁾と掲げられていたが、同9年度には「性能伸展の教育 実用体験の教育 自立独創の教育 円満なる情操教育 社会的生活教育」⁽¹⁴⁾と充実・発展する。これらの教育上の具体的目標（方針）を受けて、次項に検討しようとする教育課程が、毎年度有機的に具体化されていったのである。

(2) 独自性のある教育課程

開校当初から教育課程に関しての基本的考え方が見られた。以下にも示されているように、⁽¹⁵⁾小学校令への準拠と独自性のある内容を求めようとする姿勢が貫かれていた。

一面此種児童の普通教育は小学校令に準じて行はるべきものなることは勿論であるが、他の普通上級学校へ進学する途はあるにしても入学試験等で普通は入学困難であるが故に教育完成の意味合からも、職業教育の準備的知能養成の上からも、科目の加除並に或科目の学習時数増減、学習材料の選択加除等適当に考慮されなければならぬ。

一般の小学校と顯著に異なる点を挙げると、次のとおりであった。

- ア. 第1学年に聴方科，第2学年以上に読書科を1週1時限ずつ国語時間に加えている。
- イ. 算術の時間を1週1時限宛取って全学年に生活科を加設している。
- ウ. 第1学年より第4学年までに適性指導を特設している。
- エ. 第5学年以上に職業科を特設している。
- オ. 体操科を矯正体操科（ただし，昭和8年度から治療体操科）と呼称する。

算術の時間を割いてまでも生活科を加設したのは，家庭，学校及び社会の「三者を不即不離の状態に於て児童の実生活を指導し，極めて自然的に知識，技能，道徳を⁽¹⁸⁾取得せしめ」る教育の意図からであった。その内容は，「低学年に於ては遊び，観察，蒐集，製作指導から，或は家族，家庭，学友，学校から高学年に進んでは，職業，政治，経済にまで，或は市町村から国家にまで進展すべき」⁽¹⁹⁾幅広い内容を含んでいた。この生活科加設の考え方には，戦後の精神薄弱教育（昭和45年度版養護学校学習指導要領）において新設された生活科と類似したものがあり，肢体不自由教育として独自性に富んだ発想であった。そこには，生活単元学習や遊び学習という新しい教育理念が見られ，また，戦後における障害児の障害の重度化・重複化に伴って台頭した「遊びから仕事へ」という指導理念さえも見られた。さらにまた，この教科は，健康・安全に関する保健・衛生的内容も重要な指導事項としており，特に低学年においては身体活動を伴った遊びが位置づけられているなど，体育的観点からも注目すべき教科であった。

適性指導もまた，ユニークな教科であった。この教科は，「身体的，知能的，技能的，趣味的方面の考慮に依り，個人的に特殊性能の発見に努め，進んでは之を益々啓培助長し，以て将来の職業選（原文は「撰」）定に便し，且つ職業教育の前提たらしめんとするもの」⁽²⁰⁾であった。その指導は「毎日午睡後の一時間を之に充て（中略）此間には一人宛呼び出して各種の治療も受けることになって」⁽²¹⁾いたことから，治療と関連を持たせた，言わばクラブ活動的性格を持った指導時間でもあった。⁽²²⁾

なお，「教育時間表」を見ると，「一教育時限を三十分に（原文は「を」），休憩時間を五分及至十五分」⁽²⁴⁾とり，児童の疲労や注意持続力が配慮されていた。

2. 教科体育及び治療・養護活動

光明学校では，開校当初から欧米諸国における肢体不自由教育の実践内容に強い関心を示しており，⁽²³⁾前項の教育計画の作成に当たっても，これら先進国における教育の実際を十分に参考にしたものと考えられる。体育教育においても例外でなかったであろう。しかし，体育教育の対応については，柏学園の実践と成果もあり，しかも大正末期から昭和初年にかけての体育界の動向も少なからず影響を与えたものと考えられる。当時，前田末喜，⁽²⁵⁾田辺郁郎・石丸節夫，⁽²⁶⁾樋口長市⁽²⁸⁾及び吉田章信⁽²⁹⁾らにより欧米諸国の病弱者・障害者の体育指導法が紹介され，さらに真行寺朗生⁽³⁰⁾や広井家太ら⁽³¹⁾によって矯正体操の必要性が強調されていた。小学校令に準拠するに当たり，体操科の存廃が大きく問題化した中で，こうした諸報告が大いに参考になったに違いない。体操の免除も可能であったにもかかわらず，同校では，柏学園と同じく体操科を矯正治療体操と呼称して教育課程の中で位置づけたのである。

(1) 独自性のある体操科

結城捨次郎校長は、教育と治療に関して「治療ばかりしてゐて全然教育されぬことも、教育ばかりしてゐて治療を全然しないことも従前行はれて来たことで、共に不合理である。故に整形外科の病院だけでもいかず普通の学校だけでもいかぬ。前述の如く学齢中の児童は同一期間内に治療と教育とが並び行はれなければならぬ⁽³²⁾」と述べ、両者併合の肝要なことを強調し、このことを「治療」とも呼称した。なお、学校における治療に関しては、「学校に於て観血的治療をなすことは或は不適當かも知れぬから之は病院に依託するとしても、予後の或は長年月を要すべき非観血的治療は教育をなすと同時に行はれなければならぬ⁽³³⁾」という基本的考え方を持っていた。こうした考え方は田代や高木らの指導によるものであり、教育と治療は学校教育の中で軽重なく併合され、時には教育が治療を、治療が教育を内包し、両者が有機的に結合して実践された。その代表的な教科が、矯正体操科であった。この矯正体操科は、昭和9年度から治療体操科と改称される⁽³⁴⁾。早々にして改称したのは、後述の指導内容も示すように、教科の指導内容が矯正体操だけに限定されたものではなく、それを含む諸種の治療的運動や保健運動（普通体操）によって構成されていたためであろう。以下、治療体操科という名称を使用することにする。

『東京市立光明学校概要』(第1輯)は、治療体操科に触れて次のように報告している。矯正体操は、「四肢並に軀幹の異常児に対して行ふ体操にして、諸種の矯正器械を利用して矯正す。又身体の異常なき部分に対しては保健運動として普通体操を課す。」⁽³⁵⁾と。また、さらに具体的内容に触れて「脊柱彎曲児童の矯正、歩行練習、矯正体操、把握力の練習、遊戯中の四肢運動の指導を、主として個人的に取扱ふ。」⁽³⁶⁾と。このように、治療体操科は、障害の治療を主体に、「異常なき部分」にもよりよい刺激を与え、全人的健全な発達を目指した教科で、矯正治療体操（運動）、治療的運動、保健運動（普通体操）及び各種遊戯を主な内容としていた。これらの諸運動は、「治療法案」の中でも位置づけられ、特設時間⁽⁴⁰⁾や適性指導時に主として個人単位で行なわれた。例えば、開校当初の治療法案は、次のようであった。

治療法案

(昭和7年度)

組	病名	治療方針
梅	A リットル氏病	マッサージ、電気治療、矯正運動、歩行練習
	B 脳水腫及び両側尖足	マッサージ、熱気浴、砂枕矯正
	C リットル氏名	マッサージ、矯正運動、歩行練習
	C 脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療、太陽燈日光浴、矯正運動、歩行練習
	D 左側半身脳性小児麻痺	マッサージ、電気治療、太陽燈、歩行練習
	E 脊椎カリエス	太陽燈、日光浴、「コルセット」「ギブスベット」
	F リットル氏病	マッサージ、電気治療、矯正運動、温谷、立位練習
一	a 脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療
	b 左側麻痺性内臓足	マッサージ、「ギブス」縋帯矯正
	c 両側股関節臼	日光浴、レントゲン検査（股関節及び胸部透視）
	d 左側股関節結核	日光浴
	e 脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療、太陽燈
	f 脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療、歩行練習

桃 一	A	リットル氏病	マッサージ、電気治療、太陽燈
	B	脊椎カリエス	太陽燈、日光浴、温浴、「コルセット」、「ギブスベット」
	C	脊椎カリエス	太陽燈、日光浴、「コルセット」、「ギブスベット」
	D	リットル氏病	マッサージ、電気治療、太陽燈、熱気浴、歩行練習
	E	リットル氏病	マッサージ、電気治療、矯正体操
	F	リットル氏病	矯正体操、アヒレス腱伸展術、「ギブス」矯正
	G	脊椎カリエス	太陽燈、「ギブスベット」
	H	リットル氏病	マッサージ、電気治療、太陽燈、日光浴
	a	脊椎「カリエス」	太陽燈、日光浴、レントゲン検査、ギブスベット
	b	脳性小児麻痺	マッサージ、電気治療、歩行練習
	c	脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療、弛走練習
	d	脊椎「カリエス」	太陽燈、日光浴、「コルセット」装用
	桜 二	A	左側麻痺性内翻足
B		脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療、太陽燈、矯正体操
C		脊椎「カリエス」	太陽燈、日光浴、繃帯交換、レントゲン検査、「ギブスベット」
D		脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療、熱気浴、右膝伸展矯正
a		先天性両側股関節脱臼	日光浴
b		脳性小児麻痺	マッサージ、電気治療、歩行練習
桜 三	A	脊髄性小児麻痺	太陽燈、矯正体操
	B	両下股運動失調症	電気治療、熱気浴、日光浴、歩行練習
	C	脊椎カリエス	太陽燈、日光浴、「コルセット」装用中
	D	右側内翻足	マッサージ、電気治療、矯正体操
	E	脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療、太陽燈、日光浴
	F	リットル氏病	マッサージ、電気治療、矯正体操
	G	佝僂病	マッサージ、太陽燈、日光浴
	a	リットル氏病	マッサージ、矯正体操、歩行練習
	b	右側股関節結核脱臼	太陽燈、日光浴、レントゲン検査
	c	右半身脊髄性小児麻痺	マッサージ、電気治療、矯正体操

こうした治療は、診察治療室兼マッサージ室、ギブス室、太陽燈室、日光浴室及び矯正体操室で行なわれた。治療体操室には、歩行斜面台、矯正斜面台、大鏡、肋木、並行棒、輪投げ、ボール、椅子などが備えつけられていた。⁴²⁾

当然ながら開校以来数年間というものは、学習指導法の摸索が続いた。治療体操科も、例外ではなかった。開校の翌年、同校では、各教科担当職員に委員を依嘱し、教科毎の系統案の作成に取り組む。⁴³⁾治療体操科では、小泉訓導を中心に検討が始められ、昭和12年度に「治療体操要目」が漸く編成される。⁴⁴⁾以下、この要目を中心に当時の実態を概観することにする。

この治療体操要目は、「積極的に運動を要する児童」を対象として編成されたものである。要運動群の障害は、「弛緩性小児麻痺（下肢、上肢）」、「痙攣性小児麻痺（四肢重・軽度）」、「スコリオーズ（脊椎）」、「先天性股関節脱臼（股関節）」、「先天性内翻足（両足）」であり、運動禁止群のそれは、「脊椎カリエス」、「結核性関節炎」及び「骨質病」であった。⁴⁵⁾

また、この要目は、「治療体操の意義」と「運動要目」から成っていた。「治療体操とは、肢体不自由児童の健康を保持増進すると共に、その欠陥部位の治療矯正を目的として、合理的に

配列された体育的運動類の一組を謂ふ」と規定し、教材の選択と配合の基本理念と病類別・疾患部別の基本的な運動指針に沿って各種の運動種目が、小教材、用具及び回数を重要項目として病類別・疾患部別に3段階に教程化されていた。教材の選択と配合に当たり、次のような基本理念が見られた。

1. 教材の選択⁽⁴⁷⁾

- 一、児童の配分は病類別並に疾患部の症状によつてなし、出来る限り広い範囲に教材を求めたこと。
- 二、年齢による児童の発達に応じ、能力に適合したものを選んだこと。
- 三、強い運動を採用しなかつたので、男女共通の教材を用いたこと。
- 四、主目的とする治療教材は毎時練習する関係から能ふ限り変化あらしめたこと。
- 五、出来るだけ児童の内的要求を満足させる教材を選択したこと。

2. 教材の配合⁽⁴⁸⁾

- 一、基本運動と応用運動とに分け、適当に配分したこと。基本運動の根幹は主目的とする治療教材である。基本運動は絶対に欠く可からざるものであるが、児童にとっては余り興味がなく、従つて体操を嫌悪するの怖れもあるので、低学年には遊びの教材を多くした。
- 二、基本運動の配合は、主目的たる治療教材の外に、身体各部の運動を能ふ限り採用したこと。何故ならば、あらゆる運動は連関し、目的とする筋肉のみの訓練といふことは出来ないからである。更に全身の新陳代謝を旺んにし、栄養を高め、特に心臓と肺臓とを強くするといふ生理的目的を加味した。
- 三、応用運動の配合は、原則として体の上部を働かす運動と、下部を働かす運動とに分け、適当に組合せたこと。又四肢軀幹の運動の外に、団体的訓練の意も加味して、グループに依つては行進、駈足を配合した。

このように、教材の選択に当たっては、児童の年齢的発達や能力、内的要求などを考慮し、広範囲に教材を求め、教材に変化を持たせるよう努めた。また、その配合に当たっては、低学年に遊びを多くしたり、四肢軀幹の各種粗大運動や団体的な行進や駈足を取り入れて、基本運動と応用運動の適切な配分に意を用いた。こうした基本理念の根底に教育と治療の併合性が見られるが、この併合性は戦後の肢体不自由体育の基本理念でもあった。

次に、病類別・疾患別の運動要目を掲げる。

運 動 要 目

弛緩性小児麻痺（下肢）			基本姿勢を腰掛に置き、下肢の運動を中心とす。運動嫌忌なし。						
種目	第一 教 程			第二 教 程			第三 教 程		
	運 動	用 具	回 数	運 動	用 具	回 数	運 動	用 具	回 数
下 肢	足踏	腰掛	20	臂支持屈膝拳股	横木	10	臂支持足側出拳踵	横木	10
	屈膝拳股	同	15	臂支持拳踵	同	15	片手支持足斜前出拳踵	同	15
	足前出	歩行補助車	10	臂支持足斜前出拳踵	同	10	片手支持屈膝拳股	同	20
	頭後（前）屈	腰掛	4	臂前側伸頭側転	腰掛	4	手頭上臂側伸頭側転	腰掛	4
頭 類	頭側転	腰掛	4	頭前後屈側転	腰掛	4	臂側伸及側上拳		
							掌合側下頭後屈	腰掛	4
	臂前側振	同	8	屈臂下伸	同	8	臂前側開下	同	8
	屈臂下伸	同	8	臂前及上振	同	8	臂側下上振掌合	同	8
上 肢	臂斜上伸	同	8	屈臂上振	同	8	臂前側振及旋廻	同	8
	臂側拳	同	8						

四肢	臂支持立位	横木	10	臂支持全屈膝伸膝	腰掛	6	立位臂支持両足後出	横木	6
	片手支持立位	同	10	葡萄	同		肋木登降	肋木	
胸	臂支持拳踵	同	10	臂支持足踏	横木	10			
	手胸反胸後屈	腰掛	6	臂前側開胸後屈	腰掛	6	臂斜上伸胸後屈	腰掛	6
懸垂	掌外反胸後屈	同	6	屈臂拳踵	横木	4		横木	4
	懸垂登降	肋木	2		肋木			肋木	
平均 体側	(腰掛上) 正座	腰掛	2	静止姿勢	腰掛				
	手胸体側転	同	4	臂体側体側屈	同	4	手胸体側屈	腰掛	4
腹				臂左右振体捻転	同	4	膝立足側出体側屈		4
	臂前拳体後屈	腰掛	4	臂前方支持体前下屈	腰掛	4	臂後方支持体後屈	腰掛	4
背 呼吸				仰臥拳脚		4	臂立伏臥		2
	手腰体前下屈	腰掛	4	手胸体前倒	腰掛	4	臂立伏臥脚後拳		2
應用	ジャンケンポン	歩行補助車		臂側上拳	同	6	臂上拳体前下屈	腰掛	4
	移動競争	腰掛	6	臂側上拳々転	腰掛	4	臂前方旋回	腰掛	4
	輪送り	輪投用輪		臂側上拳側下	同	6	胸後屈及臂側拳	腰掛	4
				旗送り	紅白旗		臂旋廻体前下屈	同	6
				球送り	フットボール		スポンジボール		

弛緩性小児麻痺 (上肢)									
三角筋の弛緩により、上肢の自然下垂は腕の重さにて病状を悪化す。故に三角筋の緊張せしむる運動に重点を置く。之が逆に働く運動を嫌う。									
種目	第一 教 程			第二 教 程			第三 教 程		
	運 動	用具	回数	運 動	用具	回数	運 動	用具	回数
下肢	足斜前出		4	拳踵半屈膝		6	足側出拳踵半屈膝		6
	拳踵		8	足斜前出拳踵		4	脚前拳		4
	足前(側)出		4	屈膝拳股		8	脚側出拳踵臂前方旋廻	クリップ	4
	脚前拳臂支持		4	拳踵全屈膝		6	臂側伸頭側転		4
	頭前後屈		4	臂頭上支持頭側転		4	臂支持頭側屈		4
上肢	片臂前側振	クリップ	4	臂前及側振頭側転		4	臂前伸側開下		4
	屈臂下伸		4	屈臂下伸		4	臂側下上振掌合	(安座開脚)	6
	臂側拳		4	臂前上拳		4	臂側開伸		4
四肢	駈足足踏臂前止前下	クリップ	6	脚斜前出臂前側振	クリップ	6	拳踵半屈膝臂前上振		6
	脚側前出臂前上拳		6	葡萄			臂前拳々踵		4
胸				臂交互前後振足踏		6	拳踵半屈膝臂前側下伸		4
	掌外反掌後屈		6	臂前側開胸後屈		4	臂斜上伸胸後屈	腰掛	4
懸垂	手胸直立胸後屈		6				体支持胸後屈	横木	4
	——						臂及体支持胸後屈	(二人組)	4
平均	拳踵	腰掛	4	拳踵臂側拳	腰掛	4	屈膝拳股	腰掛	6
	徐歩		1	拳踵半屈伸膝		4	尖足歩	平均台	1
体側	自由歩	平均台	1	徐歩	平均台	1	脚前拳腰掛直立	腰掛	4
	手胸開脚体側転		4	体側転屈	(手胸手頭)	6	臂交互斜上振体側転		4
腹	臂体側開脚体側屈		4	臂左右伸体捻転	(脚交叉安座)	4	片臂上拳体側屈		4
	体後屈		4	背面肋木支持体下屈			仰臥拳脚		3
	体前下屈		4	臂立伏臥	平均台横木		臂立伏臥後拳	(幫助)	2

背	手腰手類体前下屈		4	体前倒 (手胸開脚直立、手頭開脚)	腰掛		律動的体前下屈		4
四肢 軀幹 跳躍	片脚跳 両脚跳 縄跳	(片手類) (両手類) クリップ 付跳縄	(適當)	臂前側振体前下屈	腰掛	(適當)	臂上挙体前下屈	腰掛	4
				臂前下側上振体前屈			臂前上下側体前屈膝屈伸		4
				手腰跳上下			脚交互前拳頭前屈 (仰臥屈膝)		4
呼吸	臂前上挙 臂側上挙		6	臂側拳頭後屈		6	臂前上挙側下		6
			6	臂前方旋廻		6	臂廻旋体前下屈		4
応用	整列競争 旗取 円形リレーレース 日ノ丸ノ旗 鳩、兵隊さん			置換競争	台付色 小旗 (唱歌遊戯)		腹式呼吸	紅白標	8
				円陣鬼			円形指角力		
				陣取			巴鬼		
				案山子			方形行進		
							十字行進		

痙攣性小児麻痺 (軽度) 一般体操と異なる所少し、可能な範囲内に於て最も積極的になさしむ。									
種目	第一 教 程			第二 教 程			第三 教 程		
	運 動	用具	回数	運 動	用具	回数	運 動	用具	回数
下肢	拳踵	(手腰)	8	拳踵半屈膝		6	拳踵全屈膝		6
	足側(前)出		8	片臂支持屈膝拳股	横木	6	屈膝足側出		6
	臂支持持屈膝拳股	横木	6	足側出臂側拳		6	臂支持膝屈伸	横木	6
頸	頭後(前)側屈	腰掛 (手胸開脚)	4	頭廻旋	腰掛 (手胸開脚)	4	脚側出拳踵臂前方旋廻		6
							頭側転	腰掛 (手胸開脚)	4
上肢	臂側(前)拳		8	臂上挙下伸		6	臂上伸前(側)下		4
	臂側振		8	臂上伸		6	臂前側上下伸		4
	片臂前(後)廻旋		6	臂前(側)上挙		6			
	臂交互上後振		6	臂前上挙屈臂下伸		4			
胸	手胸開脚胸後屈		4	掌外反胸後屈	腰掛	4	体支持臂上挙胸後屈	(二人組)	4
	同右	腰掛	4	同右開脚(直立)		4	掌外反胸後屈(臂側拳開脚)		4
	手胸直立胸後屈		4						
懸垂	懸垂直立	肋木 横木	4	懸垂直立屈臂拳踵	横木	4	懸垂直立伸臂屈膝	横木	4
	懸垂横行	同	1	両側懸垂直立拳踵	同	4	両側懸垂脚側開	同	4
平均	拳踵	地床 腰掛	1	拳踵半屈膝	地床 腰掛		腰掛より直立直	腰掛	4
				徐歩			立より腰掛		
体側	手胸体側転		4	屈膝拳股	(適當)		片手支持徐歩	平均台	1
	手胸体側屈		4	手頭体側転	腰掛	4	臂側拳体側転	腰掛	4
			4	手頭体側屈	同	4	手胸開脚体側倒		4
腹				臂左右振体捻転	(安座)	4	臂立側臥		2
				仰臥拳脚		4	体後倒脚支持	腰掛	2
							臂立伏臥	地床 腰掛	2

背	手腰体前下屈	腰掛	4	手胸開脚体前倒 (安座)体前倒	腰掛	4	開脚体前下屈 伸膝座体前倒	平均台	4 4
跳躍	片脚跳 両脚跳 縄跳	(手腰) (手胸) 跳縄	(適當) 2	跳下 上方跳 前方跳	腰掛 (適當)	4 2	幅跳 跳越		(適當)
呼吸	臂側挙 臂側開		6 (臂前挙) 6	臂側挙々踵 反掌胸後屈 臂側上挙		6 6 6	臂前上挙側下 臂廻旋体前下屈 腹式呼吸		6 4 6
応用	日ノ丸ノ旗、鳩 桃太郎、兵隊さん 整列競争 カラカヒ鬼 旗取 円形旗送り 歩法演習	(唱歌遊 戯)		案山子 置換競争 陣取 円陣鬼 方形行進 十字行進	(唱歌遊 戯)		円形ドッジボール 子殖し鬼 メディンボール 対陣平行フットボール 禰拔 集散式速歩 拳股行進		

痙攣性小児麻痺 (重度) 座位を本体姿勢とし、練習効果による四肢運動を目的とす。運動嫌忌なし。									
種目	第一 教 程			第二 教 程			第三 教 程		
	運 動	用 具	回 数	運 動	用 具	回 数	運 動	用 具	回 数
下肢	足踏 足前出 臂支持立位	低腰掛 同 同		臂支持屈膝挙股 臂支持挙踵 臂支持足側出挙踵	助木 同 同	8 8 8	臂支持開脚挙踵 臂支持挙踵屈膝 片手支持足側出 立位頭前後屈	助木 同 同 歩行補助車	8 8 8 4
頸	頭後(前)屈 頭側転	低腰掛 同	4 4	頭前後屈側転	低腰掛		立位頭前後屈		4
上肢	臂側(前)挙 臂側振 片臂前方廻旋	低腰掛 同 同	4 4 4	臂上挙 屈臂上伸 臂前(側)上挙	低腰掛 同 腰掛	4 4 4	臂上下伸 臂上伸前下 臂前側振	腰掛 腰掛 クリップ	4 4 6
胸	手胸々後屈 手腰胸後屈	低腰掛	4 4	体支持胸後屈	同	4	掌外反胸後屈	腰掛	4
懸垂 体側	懸垂直立 手胸体側転 臂体側、体側屈	横木 腰掛 同		懸垂直立屈臂挙踵 手腰体側屈	横木 腰掛		懸垂直立伸臂屈膝 片手頭体側屈 膝立足側出体側転	横木 腰掛 (手胸)	
腹	仰臥挙脚	(手頭)	4	伏臥(臂立)	床上	2	臂立伏臥 臂後方支持仰臥	腰掛	2 4
背 総合	体前下屈 脚交互前挙	(伸膝座) (仰臥屈膝)	4 4	— 臂前側伸体前倒 膝立ヨリ安座 安 座ヨリ膝立	腰掛		— 脚交互前挙支持体 前屈	肋木	2
呼吸	臂前上挙 手胸々後屈	腰掛 腰掛	6 6	反掌胸後屈 臂前上挙胸後屈	腰掛 腰掛	6 6	臂側挙頭後屈 臂前方廻旋	低腰掛 腰掛	6 4
応用	ジャンケンポン 旗送り(安座) 輪送り(伸膝) 移動競争	歩行補助車 小旗 投輪 腰掛		懸垂横行 手拭送り 禰取 羅漢さま遊び	助木 (安座)		安座綱引 伸膝 手拭取 旗送り移動競争		

スコリオーゼ	欠陥部位に依り、右又は右の体側運動に重点を置き、物理的矯正を目的とする。左右均等に運動せず。
内翻足	立位開脚による外側趾への努力を避く。
先天性股関節脱臼	立位による下肢の運動を禁ず。其他立位をとることにより下肢に重力的な努力を与ふるものを避く。跳躍の厳禁。
先天性畸形	欠陥部位に応じ練習効果を主目的とす。運動禁忌なし。

この要目は、わが国における肢体不自由児体育に関する最初の運動要目であることから、史的価値も高く、内容において、病類別・疾患部別に方針を設定し、教育と治療の併合を旨とした運動教材（基本運動と応用運動）を幅広く導入し教程化した点で注目すべきものがあった。さらに付け加えるならば、次のような指導上の留意点にも特徴が見られた。

ア．運動時を「十五分」とし、基本運動と応用運動とが厳密に時間配分化されていること。⁶⁰

イ．教材の配列に、「弱い運動から強い運動へ」という現代的な漸増性負荷のトレーニングの原則が適用されていること。⁶¹

ウ．運動の回数においては、「運動量の増加を唯一の目的として」、運動の種類によって増減していること。⁶²

なお、指導上の実際に、次のような指導法上の特徴も見られた。その一つは、「遊び」や「器械運動」の導入が示すように、児童の興味を重視した指導が行なわれたこと、つまり、児童の情緒的・心理的特性を配慮した指導が行なわれたことである。その二は、讃辞や褒賞などによる鼓舞奨励が指導の方針に掲げられ、児童に学習や治療の継続と、自信や希望を与えたことである。これらの指導法は、児童の運動意欲を盛り立てて運動機能を向上させるとともに、情緒までも安定させたのである。いみじくも竹沢さだめ校医は、「歩けない児どもの表情は歩ける子供の表情と全く違った所があります。性質も同様であります。即ち運動機関と性質とは切っても切れない関係がある」と、指摘している。⁶³

(2) 玩具治療とその他の治療法

前項の粗大（大筋肉）運動主体の治療・訓練とともに、微小（小筋肉）運動もまた肢体不自由児の治療・訓練に欠かせない運動領域の一つであった。その指導理念には、戦後の「体育・機能訓練」における「機能訓練」、あるいはその後の「養護・訓練」のそれと相通ずるものがあった。「養護・訓練」の発達史的視点で同校の治療・訓練を検討した一宮俊一も指摘しているように、この微小運動主体の治療・訓練は、治療体操科は勿論のこと、書方科、図画科、手工科、裁縫科及び職業科などの技能科と深く係わって実施された。しかしながら、その中心と云えば、やはり「児童の玩具に対する本能的な興味を利用して、運動機能の障害を治療矯正せんとする」玩具治療であった。⁶⁴

この玩具治療は、「玩具を使用する遊戯中自然的に行はれる上肢の運動を治療手段に応用したもの」であり、「上肢の随意運動困難な児童（主として小児麻痺）」を対象にした治療・訓練法で、看護婦が主として担当した。玩具遊び自体「新知識の獲得或は記憶注意想像推理の如き知的作用、同情、美的、感情、忍耐、勇気、信念の如き情意作用の涵養に資する所大」なるものを有し、しかも「筋力の発達及一般筋肉統制力の発達を助ける」ものにとらえられていた。⁶⁵ こうした玩具遊びのとらえ方にもうかがえるが、柏学園のそれと異なり光明学校の場合は、組

織的かつ系統的に実施され、⁶⁰他の治療法とともに大いに成果を挙げたのである。

玩具治療に用いられた玩具類は、以下に掲げたような玩具⁶¹であるが、それぞれの玩具がある治療・訓練の目的のもとで、意図的に使用されたのである。

(一) 把握及び把持運動

積木——人形・軍艦・乗物・フレンド積木

メリートーイ

種々の長さを有する丸棒とその棒頭を挿入すべき孔を有する円板より成り両者を豆細工の如く組合せて字、絵等を表す。

ゴム毬

各種の大きい^(マ)さを有するゴム毬を使用す。

絵型嵌め

ボール紙製にして人物、果物、景色等を表した絵型を抽出したもので之を元に嵌入する。

(二) 指頭練習

円壱嵌め

徐々に直径或は高さの変化する円壱の上面中央に円き突起あり此処を摘みて型より引き出し、亦元へ嵌入する。

型嵌め

四角、三角、菱形、梯形等種々の形を有する厚さ約五耗の板あり、その中央にある突起を摘みて同様の形に刳られたる板中に充填す。

型置き

前述の如き種々の形を有する嵌板を紙上に同形を画きたるものゝ上に載す。

豆細工

コリントゲーム

ルーパテル

玉刺盤

各種の色を有する木製小球の先端に角を有し之を盤上に（無数の小孔あり）刺並べ数字、絵等を表す。

(三) 打叩運動

卓上ピアノ

木琴

太鼓

タッピング

手毬つき

(四) 手関節及び肘関節廻転運動

ゼンマイ廻し——電車・自動車・飛行機・タンク

オモクリップ

鉄製大小片より成り捻子に依り自動車水車其の他随意的の形を組合す。

独楽廻し

籠編

(五) 屈伸運動

輪投げ

ボール投げ

コリントゲーム

ピンポン

(六) 索引運動

ヴィオリン

マンドリン

胡弓

水鉄砲

バッテンドー

相当の硬度を有するゴム管を六本並べて前後に引手を附し腕力に応じて本数を加減し両手を以て索引す。

(七) 拳臂運動

バッティングボール

網を以て周囲をかこんだ布上にボール（直径三糎）を置いて適當の高さに装置し下よりボールをつきて両端にあるゴールに入らしむ。

(八) 正確性練習

積木

玉刺競争

輪及びボール入れ競争

劍玉

劍の如く光った棒と孔を削り抜いた木製球とを紐を以て連結し棒の尖端に球を刺す。

(九) 共応動作練習

紐結び

釘掛け

鉤掛け

スナップ掛け

紐通し

スダレ編

タムミ編

ツナギ積木

豆細工

折紙及び切抜

(十) 随意運動

飯事遊び

人形遊び

砂遊び

室内野球盤

上記の玩具内容は、後年追加・削除が行なわれ改善される。例えば、昭和12年度には、各運動に次のような玩具類が追加、削除（括弧内の玩具類）され、いっそう充実する。

(一) 把握及び把持運動

幼稚園人形、円壻嵌め、コリント・ゲーム、かるた（ゴム毬）

(二) 指頭運動

七巧板、モンテッソリー錘刺、計数器、フレーベル刺紙、フレーベル毛糸刺繡、剪紙、おはじき、バネ鉄砲、小恩物独楽、点取独楽、塗絵、背影合紙貼、旗合せ、リンカーン・ログス、オルガン、マンドリン、ビース（型置き、豆細工、コリント・ゲーム、ルーパテル）

- (三) 打叩運動
シロホン, タンバリン (木琴)
- (四) 手関節及び肘関節廻転運動
捻子廻し, エレクトー
- (五) 屈伸運動
マットウェービング, ヴィオリン, 胡弓
- (六) 索引運動
(ヴィオリン, マンドリン, 胡弓)
- (七) 挙臂運動
飛繩
- (八) 正確性練習
射的盤絵合せ方塔, ビーズ (玉刺競争)
- (九) 共応動作練習
ペーパー・インターレーシング, 着替人形, 大恩物独楽 (紐通し)
- (十) 随意運動
郵便遊び, 加留多取り, パズル

新井は、「之のみを以てしては到底小児麻痺患児の治療に満足を得る事は至難である。即ちマッサージ, 電気治療等と相俟って初めてその効果を期し得べきもの⁶³」と報告している。つまり、この玩具治療は、他教科における学習・訓練や他の非観血的治療法・理学的治療と相即不離の關係に位置づけられた運動療法であった。

その他の治療法として、次のような治療法⁶⁴があり、それらの治療法が、疾病や障害の種別と程度によって個人的にしかも計画的に実施されたのである。

- ① 光線療法 (人工太陽燈, 日光浴) : カリエス, 関節結核, 佝僂病
- ② 器械装用法 (セルロイドコルセット, ギブス, コルセット, 歩行補助器) : カリエス,

小児麻痺

- ③ マッサージ・電気マッサージ : 小児麻痺
- ④ 器械矯正・徒手矯正 : 内翻足, O字脚, X字脚, スコリオーズ
- ⑤ 矯正索引療法 (ギブスベット, 斜面台) : カリエス
- ⑥ 矯正運動・砂枕矯正 : 小児麻痺, 運動失調症
- ⑦ 水治療法
- ⑧ レントゲン療法

これらの治療は、校医と看護婦によって行なわれ、時には、帝国大学附属病院や広尾健康相談所の援助をあおいた。⁶⁵

(3) きめ細かな養護活動

前項で述べた治療の外に、以下に示すような養護面⁶⁶にもきめ細かな配慮が見られた。

- ① 日常の健康観察・看護活動
 - ア. 全職員による児童の送迎
 - イ. 所定時間の検温及び検脈
 - ウ. 休憩時の付添い看護
 - エ. 運動禁止児童及び傷病児童の看護

- オ. 昼食後の休養時間の指導
- カ. 学習室のギブスベットの使用
- キ. 間食や栄養物の供給⁶⁷⁾
- ク. 病欠児童の家庭訪問
- ② 衛生訓練の実施
 - ア. 日常の衛生訓練と衛生訓話
 - イ. 衛生デー
 - ウ. 避難訓練
- ③ 健康増進のための諸活動の実施
 - ア. 朝礼時の呼吸体操⁶⁸⁾
 - イ. 遠足⁶⁹⁾
 - ウ. 運動会⁶⁹⁾
 - エ. 校外指導
 - オ. 夏季・冬季施設⁷⁰⁾
- ④ 環境の整備
 - ア. 改良机及び腰掛の使用
 - イ. スロープの設置
 - ウ. 運動場の施設・設備の充実
- (4) 徹底的な実態調査（検査を含む）

教育・治療・職業教育の三位一体となった新しい肢体不自由教育を効果的ならしめるために、児童及び児童を取り巻く環境の徹底した科学的調査が、開学当初から児童調査部を中心に継続的に実施された。その調査は、次のとおりである。⁽⁷¹⁾⁽⁷²⁾

- 1 児童通学調査
- 2 入学前の身体及精神状況調査
- 3 入学当初の文字取得調査
- 4 入学当初の語彙調査
- 5 入学当初の数概念調査
- 6 入学当初の常識調査
- 7 入学当初の精神検査
- 8 適性調査
- 9 学業調査
- 10 疲労調査
- 11 児童生活調査
- 12 身体検査
- 13 月末身体発育調査
- 14 個性調査
- 15 治療のための事前調査
- 16 治療後の経過調査

この項では、治療のための事前調査と治療後の経過調査について検討することにしたい。

① 治療のための事前調査

この事前調査について、竹沢校医は、「例へば小児マヒの患児の如きは数年間倦まず絶えざる治療が必要であります。かゝる小児が入学致しますと、先づ出来るだけ詳しく其の小児の筋肉の麻痺状態、四肢の機能状態及びその小児の精神状態を調査致しまして、その小児を是から治療してゆく上に最も大切な所の方針を決めます。」⁽⁷³⁾と述べ、この事前調査が治療の基本である旨指摘している。次のような調査が、事前に実施された。

- ア. 発病に関する調査：⁽⁷⁴⁾発病原因調査、発病年齢調査、出産状態調査、妊娠時の両親の年齢調査、マントー氏皮内反応検査などにより、発病原因の究明がなされた。
- イ. 身体状況検査：⁽⁷⁵⁾詳細な身体状況検査が行なわれた。その内容は、以下のとおりである。

発育：身長，胸囲，体重，座高，概坪	内蔵：肺，心臓，腹部
栄養	神経系統
脊柱	感覚器
骨格	言語
視力及屈折状態：左右	智能
色神	上肢：右上膊・圍，右前膊長・圍， 左上膊・圍，左前膊長・圍
眼疾	下肢：右長，右大腿圍，右下腿圍 左長，左大腿圍，左下腿圍
聴力	病名
耳疾	疾患部位
鼻疾	運動機能障害
咽喉	形態異常
歯牙	備考注意
皮膚	
淋巴腺	

ウ. 性能検査：⁽⁷⁶⁾この検査は、精神機能、感覚知覚及び運動機能の諸検査並びに観察調書からなり、いずれも5段階で評価された。運動機能の検査は、反応検査、作業速度検査、技能学習力検査、運動速度検査及び握力検査からなっていた。

エ. 精神状況調査：(略)

以上の諸調査により個人の実態が明らかにされ、それに基づいて医師による治療法案が作成され、実践に移されていったのである。

② 治療後の経過調査

ある治療を行なった後には、常時その効果の有無が追跡調査され、それが詳細に記録されて次の治療の重要な資料となった。

ア. 身体発育検査：⁽⁷⁷⁾この検査は、「各児の病状及び治療と発育との関係を考察し以て今後の治療及び教育の資料として役立たしむるもの」であった。これは年2回看護婦によって行なわれ、その検査項目は前述の身体検査の項目と同じであった。

イ. 治療経過測定：⁽⁷⁸⁾この測定は、「疾病、異常が如何なる経過をとりつゝあるか又治療による効果がどの程度に現れたか、に就きて、能ふ限り、科学的、実験的に検査するもの」で、

結核性疾病児童と四肢異常児童に分け毎年1回行なわれた。その測定項目は、次のとおりである。

1 結核性疾病児童

- (1) 身長, 座高, 体重, 胸囲
- (2) 脊椎カリエス
脊椎彎曲度, 腱反射, 圧迫症状, コルセット
- (3) 結核性関節炎
長さ(左右), 周囲(大腿・下腿・膝左右), 患側関節(屈曲, 伸展, 内転, 外転, 内旋, 外旋), アパラート
- (4) 赤血球, 沈降速度——一時間, 二時間, 二十四時間
- (5) 瘻管, マント氏反応, 鬱積膿瘍

2 四肢異常児童

- (1) 上肢
総合運動(叩打, 指持, 索引, 圧力, 投力, 握力<左右共>)
部分運動
肩胛関節(上挙, 下垂, 側挙, 前挙, 後挙<何れも左右につき自動他動別に>)
肘関節(屈臂, 伸臂<何れも左右につき自動他動別に>)
腕関節(掌屈, 背屈<何れも左右につき自動他動別に>)
指関節(一指—五指<何れも左右につき自動他動別に>)
- (2) 下肢
総合運動(蹴力, 圧力, 片足立位, 静止<左右共>)
部分運動
股関節(上挙, 側挙, 後挙<左右につき自動他動別に>)
膝関節(屈膝, 伸膝<左右につき自動他動別に>)
足関節(背屈, 蹠屈<左右につき自動他動別に>)
趾(一趾—五趾<左右につき自動他動別に>)

ウ. 監察看護注意録⁽⁷⁹⁾: この注意録は、「児意の身体状況に就き, 教育看護上特に留意すべき事項を記録」するものであり, 児童の身体状況が常時看護婦によって観察記録されたのである。

エ. 個性観察表⁽⁸⁰⁾: これは「個性を概観せんとするもの」であり, 観察結果が観察項目毎に5段階評価によって記録された。その観察項目は, 知的素質, 感覚力, 体力, 情意素質の4項目からなっていた。体力は, 健康, 肺活量, 脚力, 握力及び持続力から観察された。

これまでに述べた諸々の調査(検査)に関して, 一宮は、「個人調査の徹底」と「入学当初と現在の障害状態を比較している点」に特徴が見られると、指摘している⁽⁸¹⁾。その個人調査の徹底は, 先にも述べたように, 治療・訓練の実施のための事前調査, 治療・訓練後の追跡調査にあった。それがまた, 入学当初の治療・訓練の開始時と現在の健康状態の比較を容易にし, つまり, 治療・訓練の効果を評価することによって次の治療・訓練をより適切に実施することを可能にしたのである。なお, これらの諸調査の実施背景に, 高木や竹沢を初めとする東京大学医学部整形外科教室の医学的協力と, 看護婦たちの献身的な治療・訓練活動が存在したことも, 特筆すべきことの一つであったと言えるだろう。

V おわりに

戦後におけるわが国唯一の肢体不自由公立校であった東京市立光明学校に関して、その教育及び治療の概要と体育的実態、並びにその史的意義について検討してきたが、若干の所見が得られたので、それらを以下にまとめて本稿の結語としたい。

1. 光明学校は、教育・治療・職業教育の三位一体の現代的教育理念のもと、独自性のある教育課程及び治療法案を編成し、戦前における役割を果たした。

2. 体操科を治療体操科と呼称し、障害の治療を主体に、「異常なき部分」にも適切な刺激を与え、全人的健全な発達を目指す教科ととらえた。運動教材は、矯正（治療）体操（運動）、治療的運動、保健運動（普通体操）及び各種遊戯であり、特設時間や適性指導時に行なわれた。

光明学校の教育は、6年目にして完成するが、体操科でも、昭和12年度に病類別・疾患部別の運動要目が編成され、いっそう充実する。この要目は、教材の選択・配合の基本理念と病類別・疾患部別の運動指針に沿って、各種の運動が3段階に教程化されていた。そこには、教育（体育）と治療・訓練の併合性が見られた。なお、この要目は、わが国における肢体不自由児体育に関する最初の運動要目であり、史的にも注目すべき要目であった。

指導上の実際において、児童の情緒的・心理的特性の配慮と、学習・治療の継続や自信・希望を与えるための方法が講じられ、注目された。

3. 戦後教育課程の中に位置づけられた「機能訓練」や「養護・訓練」に通ずる玩具治療が、その他の治療法とともに組織的かつ系統的に実施された。

4. 光明学校の教育と治療・訓練の背景には、東京大学医学部整形外科教室の協力と看護婦の献身的な活動によって支えられたきめ細かな養護活動と徹底した実態調査があった。

付記 本稿に関連する要点の一部を日本体育学会第39回大会（昭和63年10月）にて発表した。なお、引用文中の漢字については、旧漢字を当用漢字に置き換えたが、当用漢字中にない旧漢字はそのまま使用した。

注、引用・参考文献

- (1) 結城捨次郎(編), 東京市立光明学校概要, 第1輯, 東京市立光明学校, p. 9, 昭和7. 11. 1.
- (2) 東京都立光明学校, 光明四十年, 東京都立光明養護学校, 昭和48, pp.27—32, なお, 結城捨次郎は, 明治23 (1890) 年7月8日, 石川県石川郡河内村白山子3の加藤市三郎の3男として生まれ, 明治44年 (1911) 年石川県師範学校本科第一部を卒業した後, 石川郡上金石・松任女兒の各尋常高等小学校, 松任町女子裁縫学校, 金沢市立瓢箪町・新堅町尋常小学校の各訓導を歴任, 大正10 (1921) 年上京し, 私立成城小学校や麴町小学校の訓導を歴任した。(杉浦守邦, 「初代光明学校長結城捨次郎」, 日本特殊教育学会第26回大会発表論文集, p.671, 昭63. 8. 25.)
- (3) 結城捨次郎(編), 前掲書, p.15
- (4) 東京市立光明学校, 東京市立光明学校概覧, 昭9
- (5) 田代義徳, 「不具児童の養護(二)」, 医事公論, 第1144号, p.18, 昭9. 6. 23.
- (6) 高木憲次, 「『肢体不自由児』養護の要諦を述ベクリュッペル学校の使命に及ぶ」, 結城捨次郎(編), 光明学校紀要, 第3輯, pp.12—13, 昭10. 6. 1.
- (7) 結城捨次郎(編), 前掲書, p.15
- (8) 結城捨次郎(編), 光明学校紀要, 第2輯, 東京市立光明学校, p. 3, 昭8. 12. 15.

- (9) 東京市立光明学校, 前掲書
- (10) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.15
- (11) 東京市立光明学校, 前掲書, この年度に「訓育綱領」が, 新設された。その内容は, 「誠実なれ 明朗なれ 忍耐強かれ 長所を伸ばせ 世の為に尽せ」であった。
- (12) 東京市立光明学校, 前掲書
- (13) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.20
- (14) 東京市立光明学校, 前掲書
- (15) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, p.4
- (16) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.20
- (17) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, pp.15—42, 結城捨次郎(編), 前掲書, 第3輯, pp.75—83
- (18) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, p.36
- (19) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, p.36
- (20) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, p.36, この生活科の導入に関しては, 「成城小学校で試みた自由教育方式」が採用されたとの報告(杉浦守邦, 前掲論文, p.670)もある。
- (21) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.24
- (22) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.24
- (23) 東京市立光明養護学校, 前掲書, p.54, ある卒業生は, 適性の時間について「今でいえば中・高等部のクラブ活動でもあり(後略)」と報告している。
- (24) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.30
- (25) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, pp.3—9, 例えば, 同書には, 「欧米に於ける不具児童教養施設の概要」が紹介されている。
- (26) 前田末喜, 学校及家庭に於ける医療体操の理論及実際, 目黒書店, 大6.
- (27) 田辺郁郎・石丸節夫, 体育上の病理と診断, 都村有為堂出版, 大13, pp.55—126
- (28) 樋口長市, 欧米の特殊教育, 目黒書店, 大15, pp.229—246
- (29) 吉田章信, 欧米体育の新研究, 同文書院, 昭6, pp.95—105
- (30) 真行寺朗生, 異常児の病理と矯正体操, 啓文社, 大15, 真行寺朗生, 体育異常の病理と矯正運動, 日本体育学会, 昭6
- (31) 広井家太, 姿勢教育, 目黒書店, 昭4, 広井は, 同書刊行以前に『体育と競技』誌に矯正体操に関する多くの論文を発表していた。
- (32) 結城捨次郎, 「我が国に発達すべき肢体不自由児の教養施設」, 結城捨次郎(編), 光明学校紀要, 第3輯, p.4
- (33) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, p.5
- (34) 田波幸男(編), 高木憲次——人と業績——, 日本肢体不自由児協会, 昭42, p.63, 高木は, 肢体不自由児学校の構想の中に, 「体操は, 之を治病体操を以て代償することもある」という考え方を持っていた。従って, 同校の矯正体操科もこうした代償的性格の強いものであったと言えるだろう。
- (35) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, pp.65—68, この第2輯の報告, つまり昭和8年度においては, 「治療法案」の中で既に「矯正体操」を「治療体操」に改称していたが, その体操室名は従来と同じく「矯正体操室」であり, 両名称の併用が見られた。
- (36) 東京市立光明学校, 東京市立光明学校概覧, 昭9, 同概覧, つまり昭和9年度には, 「矯正体操室」も「治療体操兼玩具治療室」と改称される。以上のことから, 昭和8年度から改称の動きは見せたものの, 教科名まで変更しなかったものと推断し, その改称年度を昭和9年度とした。
- (37) 結城捨次郎(編), 光明学校紀要, 第5輯, p.11, 昭13. 3. 1. 同書には, 「治療体操要目」が掲載されている。
- (38) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.24
- (39) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.29

- (40) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第3輯, p.57, 同書によれば, 「毎月昼食前の二十分間」実施したという。
- (41) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, pp.55—56, この治療法案の記述に, 句読点使用上の乱れがあるが, 原典のまま掲載した。
- (42) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.19
- (43) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, p.15
- (44) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, pp.11—27, この運動要目の内容, 特に種目名(運動教材名)を大正15(1926)年5月27日公布の「学校体操教授要目」並びに昭和11(1936)年6月3日公布の「第二次改正学校体操教授要目」と比較したとき, 前者に類似点が多く見られた。いずれにしても, これら一般の教授要目も重要な参考資料に供せられたものと考えてよいだろう。
- (45) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, pp.11—12
- (46) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, p.11, この目的の中で, 治療矯正に先だって「健康を保持増進する」が強調されていることに注目したい。
- (47) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, pp.12—13
- (48) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, p.13
- (49) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, pp.14—27, なお, スコリオーズ, 内臓足, 先天性股関節脱臼, 先天性畸形については, 教程内容を省略し, 指導上の基本姿勢だけを掲げた。また, 原典は, この「病類別運動は研究中のもので全く試行的なものである」と付記している。
- (50) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, p.13, 「低学年は基本運動に十分, 残りを応用運動に」, また, 「高学年は基本運動に殆どの時間を費すから, 応用運動をなす時は特に時間を設け」たのである。
- (51) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, p.13, なお, 変化を与えるために, 器械運動も導入した。
- (52) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第5輯, p.14, 「基本運動に最も多くの回数を与へ」, 「四肢の運動(主目的の場合)十回及至十五回」, 「体の運動は五回及至十回。但し連合運動は回数を少く」し, 応用運動の場合, 時間の延長を5分以内ならば許容した。
- (53) 竹沢さだめ, 「整形外科と光明学校」, 結城捨次郎(編), 光明学校紀要, 第6輯, p.78, 昭14. 3. 10.
- (54) 一宮俊一, 『『養護・訓練』の史的考察Ⅱ——肢体不自由児の場合——』, 徳島大学学芸紀要, 教育学, 第28巻, p.4, 昭54. 11. 30.
- (55) 結城捨次郎(編), 光明学校紀要, 第4輯, p.22, 昭12. 3. 1.
- (56) 新井アキエ, 「玩具治療について」, 結城捨次郎(編), 前掲書, 第3輯, p.58, 新井は, 同校の看護婦であった。
- (57) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第4輯, p.22
- (58) 新井アキエ, 前掲論文, p.58
- (59) 新井アキエ, 前掲論文, p.58
- (60) 新井アキエ, 前掲論文, p.22, 62, 新井は, 「個々の児童に対応し, 欠陥障碍の程度に即して」, 「組織・系統のある」与え方をしたと報告している。
- (61) 新井アキエ, 前掲論文, pp.59—61, 当用漢字に換えられない漢字は, そのまま旧漢字を使用した。
- (62) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第4輯, p.22, この改善の特徴は, フレーベル恩物などを多く取り入れた点にあった。
- (63) 新井アキエ, 前掲論文, p.62
- (64) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, p.65, 同校の「治療法一覧表」によれば, 先に述べた玩具治療は, マッサージ及び電気マッサージと同類の中に位置づけられていた。
- (65) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第3輯, pp.57—58
- (66) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, pp.29—33, 結城捨次郎(編), 前掲書, 第3輯, pp.54—57, 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, p.79, 東京都立光明養護学校, 光明四十年, 「戦前のアルバムから」を引用。
- (67) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.31, 栄養物の供給とは, 肝油の供給である。
- (68) 東京都立光明養護学校, 光明四十年, 「戦前のアルバムから」, 遠足の開始時期は不明であり, 同書によ

れば、父兄が連れ添って行なわれた。

- (69) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, p.79, 竹沢の報告によれば, 春秋2回の運動会が毎年開催された。その内容は不明である。
- (70) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.32, 同書によれば, この施設は, 夏季及び冬季の休暇中に実施された。校内あるいは林間や海浜を選んで, 治療の継続と自然観察や学習指導を主目的としていた。
- (71) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第1輯, p.33, 同書から1から14までの調査名を引用する。
- (72) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, pp.56—63, 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, pp.8—19, 同書から, 15と16の調査名を引用する。
- (73) 竹沢さだめ, 前掲論文, p.78
- (74) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第2輯, pp.56—63
- (75) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, p.17, この身体検査は, 小学校における身体検査の項目内容に若干独自の項目を付け加えたもので, 毎年度初めに市技師により実施された。なお, 調査項目は, 原典の内容と同一であるが, 書き方を若干変えた。
- (76) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, p.8
- (77) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, pp.17—18
- (78) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, pp.18—19, 特に, 形態の検査には, 写真撮影も併用された。なお, 調査項目は, 原典の内容と同一であるが, 書き方を若干変えた。
- (79) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, p.19
- (80) 結城捨次郎(編), 前掲書, 第6輯, p.16
- (81) 一宮俊一, 前掲論文, pp.2—3